

令和3年5月27日
スポーツ推進部
スポーツ推進課

世田谷区立総合運動場・大蔵第二運動場の指定管理者候補者の選定について

1. 主旨

世田谷区立総合運動場・大蔵第二運動場の指定期間が令和4年3月で終了することから、令和2年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立総合運動場条例及び世田谷区立大蔵第二運動場条例に基づき、令和4年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立大蔵運動場
世田谷区立二子玉川緑地運動場
世田谷区立大蔵第二運動場

- (2) 所在地 世田谷区大蔵四丁目6番1号（大蔵運動場）
世田谷区鎌田一丁目3番5号（二子玉川緑地運動場）
世田谷区大蔵四丁目7番1号（大蔵第二運動場）

3. 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4. 選定体制

- (1) 選定委員会の設置
世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（現在の指定管理者名）

(2) 選定委員会による評価

第1回選定委員会において現指定管理者の評価を実施し、特に施設の維持管理や緊急時等への対応について、この間の実績として高い評価となった。

総合評価として、利用者ニーズを踏まえたサービスの拡大など、指定管理者として十分に評価できるものとされた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	建物維持管理システムにより、設備・機器等の保守管理記録を一元化し、施設修繕を適切に実施している。また、大蔵第二運動場に新たに導入した ESCO 事業において、想定以上の結果を出すなど、環境配慮に積極的に取り組んでいる点は大きく評価できる。
2. 施設の運営	体育・レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達を目指して各種事業を実施しており、ボランティア等関係団体と連携した取り組みなど、地域との関わりにも努め、区が求めるレベルを満たしていると評価できる。
3. 事故や緊急時等への対応	令和元年台風 19 号において区の指揮の下、迅速な避難所開設や避難者の受け入れ、また被災後の施設の早期復旧への対応は高く評価できる。また、テニス利用者が心肺停止となつた際の適切な救護実績等は、「安全管理マニュアル」を備え、日頃の訓練の結果が十分に発揮できたものと考えられる。
4. サービス向上の取組み	施設の特性を十分に理解した上で、トイレ衛生機器の設置や教室等申込受付・決済・顧客管理システムを導入し、年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい環境整備に取り組んでいる。一方、スタッフの接遇や現場での柔軟性について、少數ではあるが利用者から区にご意見が寄せられており、利用者目線に立った接遇について一層の改善を期待したい。
5. 収支状況	経年劣化により予測が難しい修繕については、年間計画を立て予算の範囲内で執行できるよう対応している。また、区や工事事業者と連携して工事期間の短縮化を図るなど、施設利用日と利用料収入を可能な限り確保するための努力は評価できる。
6. 改善の取組み	区の点検や評価での指導や調整内容等について、その都度適切な改善が図られており、概ね良好であると評価できる。
【総合評価】	
当該指定管理者は、平成 18 年度より総合運動場の指定管理者となり、平成 29 年度からは総合運動場・大蔵第二運動場の両施設の指定管理者となった。区民のスポーツ振興の推進に寄与している区内スポーツ・レクリエーション 48 団体の先導的役割や調整機能を果たすとともに、各団体と連携した事業を実施している。また、区民の健康増進、青少年から高齢者まで幅広い世代に対応したスポーツ教室の開	

催、障害者スポーツを中心とした施策などに積極的に取り組み、区のスポーツ行政の補完役及び生涯スポーツ振興事業の担い手として事業展開を図っており、総合運動場・大蔵第二運動場の一体的な施設管理により、効率的かつ効果的な事業運営を実現している。

現在、当該指定管理者による総合運動場・大蔵第二運動場の管理運営は、日常の施設安全点検はもとより、緊急時の危機管理体制の構築など、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を前提に、警備面、救護面からも利用者の安全対策を講じ、計画的かつ安定的な施設運営を行っている。また、利用者サービスの向上策として、利用者満足度調査による商圈分析を実施し、利用者参加型イベントの実施など、利用者のニーズを踏まえたうえで、サービスの拡大を図っている。この指定管理期間全体を通して、常に新たな利用者の獲得と既存利用者のさらなる満足度向上を目指す姿勢は、指定管理者として十分に評価できるものである。今後とも、その時々の状況に応じた適切な感染対策の実施など、利用者の安全面に一層配慮した良質なサービスの提供を期待する。

【実績評価の反映】

実績評価の反映として、年度評価3年間分（平成29年度～令和元年度）の配点数に対する合計点数の割合が75%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は加点・減点は行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分（平成29年度～令和2年度）の結果を踏まえて加点・減点の有無を決定する。

6. 指定管理者制度導入の理由

総合的に良好に管理できていると評価されており、軽微な施設修繕や運用改善など、指定管理者独自の判断で、利用者の意見を早期かつ柔軟に取り入れ改善を図っていくことができているのは、指定管理者制度によるところが大きい。

また、専門性を生かし、青少年から高齢者まで幅広い世代に対応したスポーツ教室の開催など、広く区民がスポーツに親しめるための積極的な自主事業の展開は、指定管理者制度導入によるメリットが十分に表れていると言える。

これらを総合的に考慮し、次期管理運営期間についても指定管理者制度を導入した管理運営を行うこととする。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理候補者については、本年3月16日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、公募及び非公募双方の意見があったが、「施設の維持管理という点だけでなく、本施設を利用して区のスポーツ施策を一緒になって進めていける団体は他にない」、「一方で今後適格性審査はしっかりと行うべきだ」等の意見を踏まえ、協議の結果以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

①「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

現指定管理者は、世田谷区の体育協会の役割を担い、区内48の競技団体と連携し、区民体育大会をはじめ各団体の活動をサポートし、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めている。また、総合型スポーツ・文化クラブの活動支援、せたがや246ハーフマラソンや子ども駅伝など、地域に密着した団体の活動や、各種イベントにおける地域団体との連携など、その専門性や団体との繋がりは欠かせないものとなっており、今後も地域団体を支え連携を図っていく役割を担っていく必要があるため。

②「(ウ) 「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

現指定管理者は、区が「いつでも」「どこでも」「誰でも」「いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツ・レクリエーション活動を通じて心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる「生涯スポーツ社会」の実現を推進するため、行政では実現しにくい柔軟性や効率性、専門性を生かし、民間企業及び様々な機関との連携を図ることを目的に設立した団体である。

総合運動場及び大蔵第二運動場は、区の中核となるスポーツ施設であり、これらの施設を活用し子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に実施している各種取り組みは、区がスポーツ行政を推進していくうえで、今後、今以上に重要性が増すと考えられ、引き続きその役割が必要となるため。

(2) 選定基準

世田谷区立総合運動場条例第14条第3項及び世田谷区立大蔵第二運動場条例第12条第3項に定める選定基準基づき、選定を行う。

総合運動場条例

- ①スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②総合運動場の効用を最大限に發揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ③総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

大蔵第二運動場条例

- ①条例第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②運動場の効用を最大限に發揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ③運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和3年 5月 スポーツ・交流推進等特別委員会報告（選定）

5月～ 選定期間

11月 スポーツ・交流推進等特別委員会報告（選定結果）

第4回区議会定例会

令和4年 4月 次期指定管理者による管理開始

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	入澤 充	国士館大学法学部教授
	上岡 洋晴	東京農業大学地域環境科学部教授
	小海 隆樹	日本女子体育大学体育学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」 クラブマネージャー
内部委員	小野 恭子（令和3年3月まで） 加野 美帆（令和3年4月から）	人権・男女共同参画担当課長 市民活動・生涯現役推進課長
	望月 美貴（令和3年3月まで） 山本 久美子（令和3年4月から）	若者支援担当課長 若者支援担当課長